

市有地売却説明書

(随時売扱用)

物 件 番 号	5-55
	東新町地内
売扱対象物件	新発田市東新町二丁目202番5 新発田市東新町二丁目204番3
申込受付期間	令和 5年 9月 1日（金）から 令和 6年 4月30日（火）まで
備 考	先着順による売扱い

新発田市中央町5丁目2番13号

新発田市財産管理課

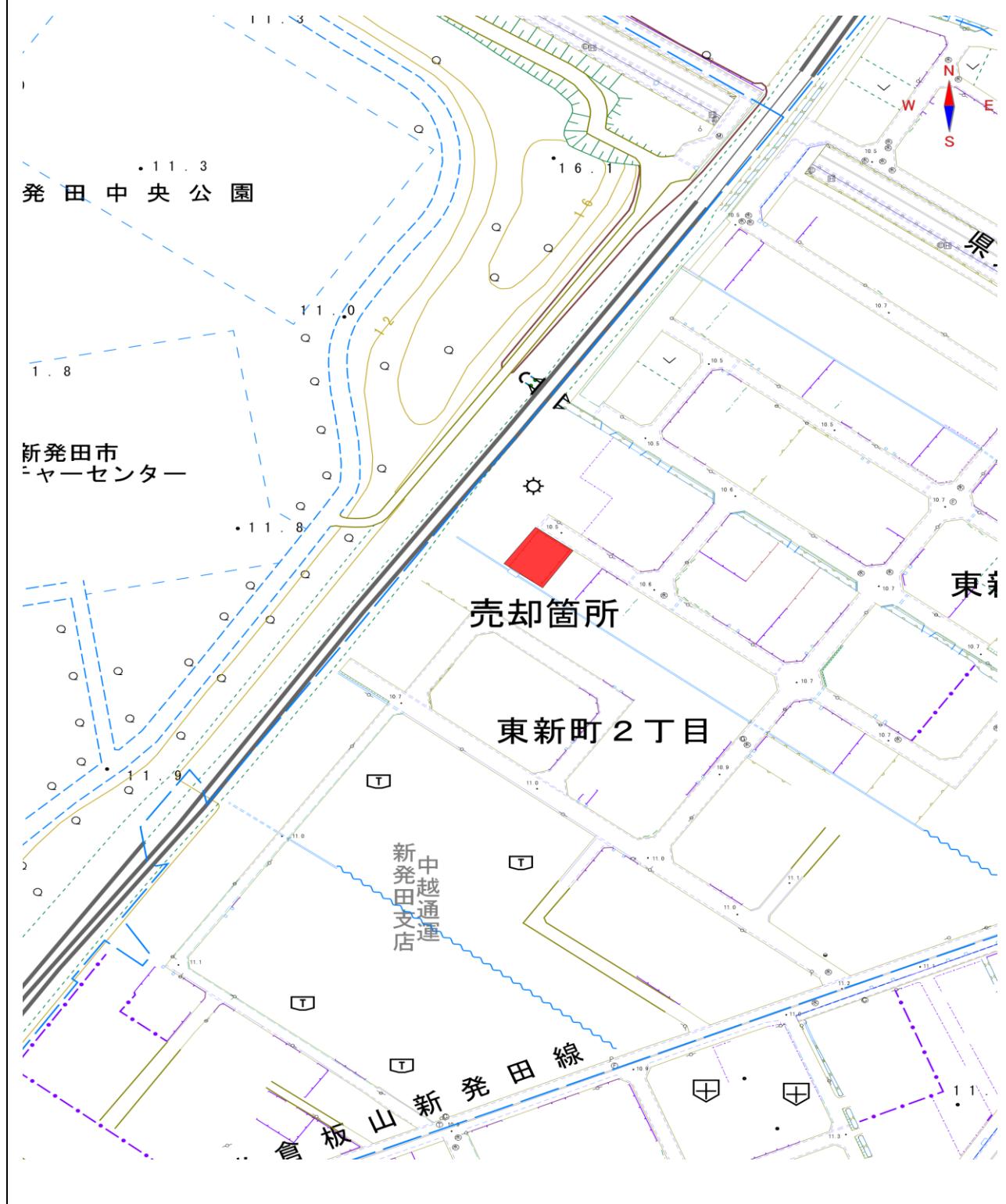
Tel 0254(26)3774 内線 1720

物件番号

5-55

(新発田市)

案 内 図



物件番号

5-55

(新発田市)

土地写真

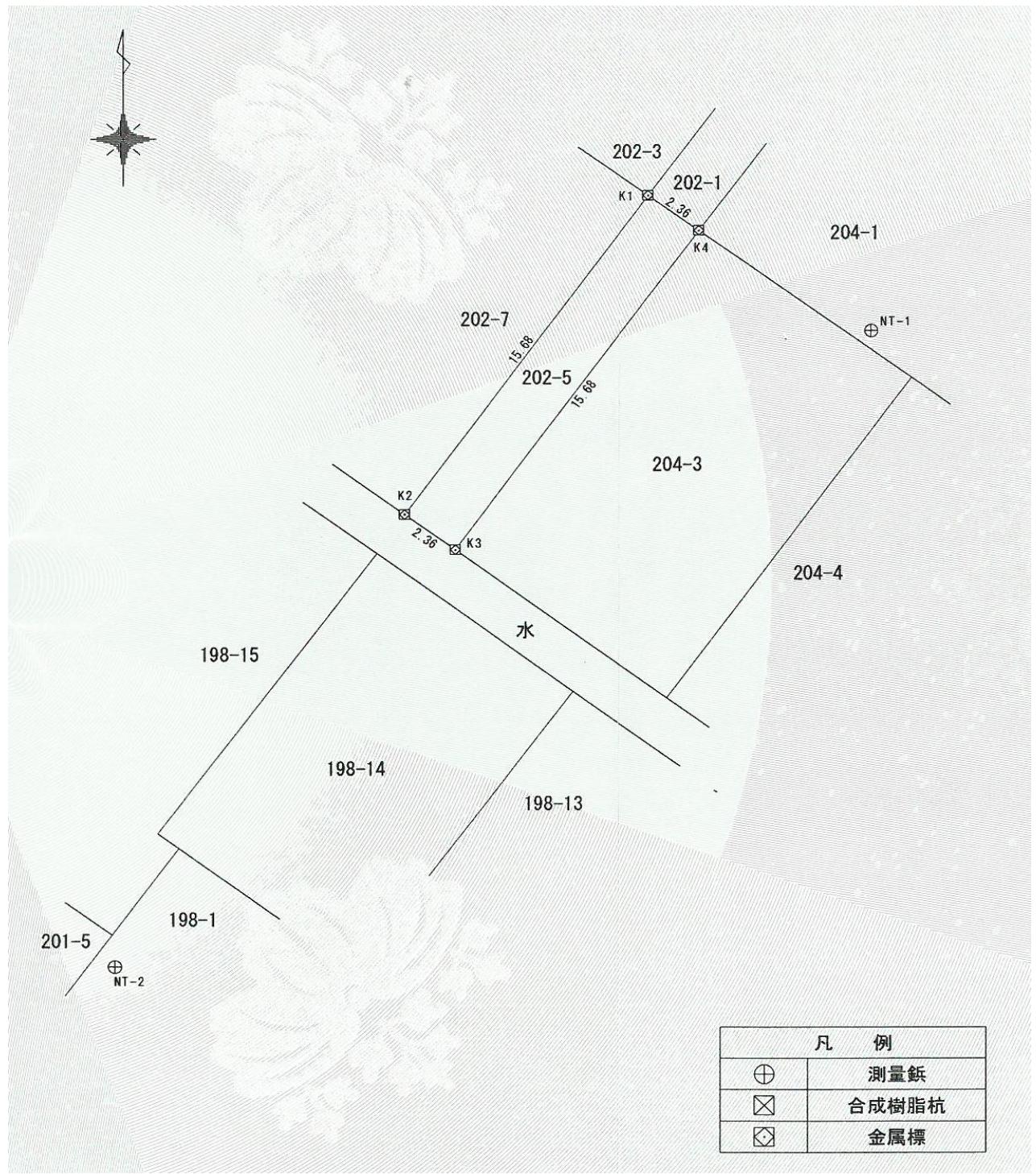


物件番号

5-55

(新発田市)

土 地 明 細 図 1

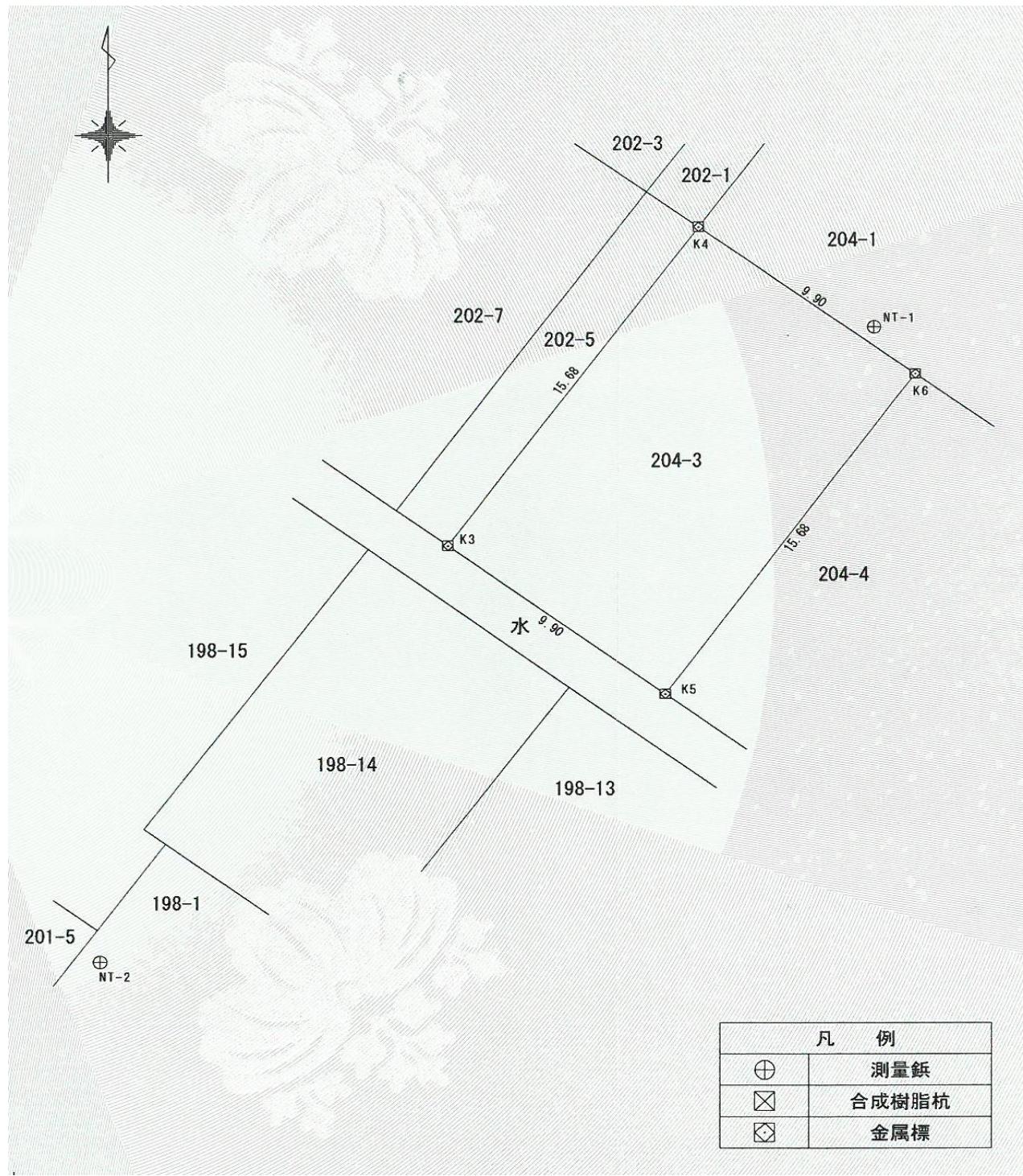


物件番号

5-55

(新発田市)

土 地 明 細 図 2



物 件 調 書

申請期間 令和 5年 9月 1日（金）から令和 6年 4月 30日（火）まで
(先着順による売払物件)

物件番号	5-55	所在 地	新発田市東新町二丁目 202 番 5 外 1 筆		
位 置	案内図のとおり		売却価格	5,230,000 円	
公簿面積	192 m ²	実測面積	192.38 m ²	地 目	雑種地
現 況	宅地	形 状	土地明細図のとおり	道路状況	6m市道に接面
公法上の規制	都市計画区域		市街化区域		
	用 途 地 域		準工業地域		
	建 べ い 率		60%	容 積 率	200%
	防 火 地 域 等		建築基準法第 22 条区域		
	その他の規制				
供 給 处 理 施 設 状 況	電 気		引込み可		
	ガ ス		引込み可		
	上 水 道		引込み可		
	下 水 道		引込み不可		
公 共 施 設	駅		新発田駅まで概ね 1.2 km		
	市 役 所		新発田市役所まで概ね 1.9 km		
	中 学 校 区		新発田市立本丸中学校		
	小 学 校 区		新発田市立東豊小学校		
特 記 事 項			<u>ブロック、ポール等の工作物の撤去は、買受人の負担において行ってください。</u>		

普通財産売払申請から土地の引渡しまでの概要

1 先着順による随時売払い

一般競争入札に付しても成約しなかった物件について、随時売払いを行っています。売却は、契約の相手方となる資格を有する方の先着順となりますので、買受希望者は、普通財産売払申請を行ってください。なお、同日中の受付の場合は同時とみなし、抽選となりますのであらかじめご了承ください。

2 売払いの申込み

普通財産売払申請書に必要書類を添えて、持参して申込みを行ってください。

- 受付期間 令和 5年 9月 1日（金）から令和 6年 4月30日（火）まで
- 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- 受付場所 新発田市財産管理課（地域整備庁舎1階）

3 資格審査及び抽選の実施

申請者が資格要件に該当するか審査を行います。資格があると判定された場合は、契約の相手方となり、売買契約締結の手続きを行います。

なお、同日に複数の申請書の提出があり、複数の方が資格要件に該当した場合は、抽選となります。抽選については、後日該当者に連絡します。

4 売買契約の締結

契約の相手方は、指定期限までに本市と土地売買契約を締結します。

- 契約期限 普通財産売払決定通知書を受理した日から起算して7日以内

5 売払代金の支払い

契約時に全額を一括で支払うか、契約締結の日から起算して30日以内に納付してください。

契約時に一括納付できない場合は、契約時に売払代金の10%以上（1円未満切上げ）の契約保証金が必要となります。

6 土地の引渡し等

売払代金の全額納付をもって、所有権移転及び引渡しがあったものとみなします。所有権移転登記の手続きは、本市が行いますが、諸費用（印紙税・登録免許税等）は契約の相手方の負担となります。

※ 詳細については、次ページ以降をご覧ください。

1 売払対象物件

物件番号	区分	現況	所在地	地積(m ²)	売却価格
5-55	土地	宅地	新発田市東新町二丁目 202 番 5 外 1 筆	192.38	5,230,000 円

2 資格要件

個人（共有名義可）又は法人でも参加できますが、次に該当する方は申込みをすることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員

3 現地説明会

現地説明会は実施しません。各自で現地の状況を確認の上、利用制限等も調査確認を行ってください。現地確認をする際は、周囲の迷惑にならないよう留意願います。

4 申込み

(1) 受付期間等

ア 期 間 令和 5年 9月 1日（金）から令和 6年 4月 30日（火）まで
(ただし、閉庁日を除く。)

イ 時 間 午前 8時 30分から午後 5時まで

ウ 申込先 新発田市財産管理課（市役所地域整備庁舎 1階）

※ 郵送等による受付は行いませんので、直接来庁して申込みを行ってください。

※ 買受希望があった場合は、期間中であっても受付けは終了します。

(2) 申込みに必要な書類

ア 普通財産売払申請書（「隨時売払い用共通書式等」の添付ファイル）

イ 添付書類（申請日前の3ヶ月以内に発行されたもの）

【個人の場合】

① 身分証明書（破産の通知を受けていない等の証明）

本籍地の市区町村役場で発行となります。

② 申請者本人の住民票抄本（法人の場合は、登記事項証明書）

③ 市収納課及び各支所で交付している市税の滞納が無いことを確認できる納税証明書（新発田市に納税義務のない者の場合はその旨の証明書）

④ 暴力団排除及び法令遵守に関する誓約書

【法人の場合】

① 申請法人の登記事項証明書

② 市収納課及び各支所で交付している市税の滞納が無いことを確認できる納税証明書（新発田市に納税義務のない者の場合はその旨の証明書）

③ 暴力団排除及び法令遵守に関する誓約書

※ 共有名義にする場合は、普通財産売払申請書に連名で申請を行ってください。

また、連名者全員の持分割合も記載願います。

なお、添付書類は、連名者全員の添付書類が必要です。

(3) その他

ア 申込み書類に不備があつたり、添付する書類が不足している場合は、申込み受付できません。 申込みに際しご注意ください。

イ 提出書類は、返却いたしませんので、ご了承願います。

ウ 申込みを受け付けた場合は、普通財産売払申請書の写しを交付します。

エ 契約および所有権移転登記は、申請者の名義にて行います。申込み後の名義の変更はできません。

5 契約の相手方の決定

申請者が資格要件を有するかどうかの審査を行います。資格があると判定された場合は、契約の相手方となり、契約締結の手続きに移行します。

なお、同日に複数の売払申請書の提出があり、複数の方が資格要件を有した場合は抽選となりますのでご承知おきください。

抽選は、申請者本人又は代理人の出席が必要です。

抽選は以下の順で行います。

- (1) 受付時刻の早い順に予備抽選を行い、本抽選を引く順番を決定します。
- (2) 予備抽選の結果順に本抽選を行い、契約の相手方を決定します。

6 普通財産売払決定通知

契約の相手方として決定された方に対し、普通財産売払決定通知書を送付します。当該通知書を受理した日から起算して7日以内に売買契約の締結が必要となります。

7 土地売買契約の締結

土地売買契約は、普通財産売払決定通知書を受理した日から起算して7日以内に締結しなければなりません。

- (1) 指定期限までに契約が締結されないときは、契約の相手方は資格を失います。また、今後の入札に参加できないおそれがあります。
- (2) 土地売買契約書は、申請者名義で締結していただきます。
また、共有名義で参加申請された方は、共有者全員の名義で締結していただきます。
- (3) 土地売買契約書に貼付する収入印紙は契約の相手方の負担となります。

8 売買代金の支払い方法

売買代金は、契約締結時に一括で支払うか、又は契約締結の日から起算して30日以内に支払ってください。契約の相手方は決定後、希望する支払方法をお申し出ください。

- (1) 契約時に一括納付する場合

ア 契約締結時に本市が発行する納入通知書兼領収証書により、全額を納付していただきます。

(2) 契約締結の日から起算して30日以内に納付する場合

ア 契約締結時に売買代金の100分の10以上（1円未満切上げ）の額を契約保証金として納付していただきます。

イ 納付された契約保証金は売買代金に充当しますので、契約締結の日から起算して30日以内に売買代金と契約保証金の差額をお支払いください。

ウ 契約保証金に利子は付しません。

エ 残額の支払いが行われずに契約が解除された場合、地方自治法第234条の2第2項の規定により、契約保証金は新発田市に帰属します。また、今後の入札に参加できないおそれがあります。

9 所有権移転及び土地の引渡し

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があつたものとし、現状有姿で土地を引き渡します。
- (2) 土地の引渡し後、本市において所有権移転登記を行いますが、手続きに伴う諸費用（印紙税・登録免許税等）は契約の相手方の負担となります。
- (3) 所有権移転の相手方の名義は、申請者以外認められません。

10 契約上の特約

売買契約に当たって、次の条件を付すこととします。

(1) 用途の制限

契約締結の日から10年間において、次に掲げる利用を制限します。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これらに類する業の用に供する土地利用

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供する土地利用

ウ 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供する土地利用

エ 政治活動及び宗教活動の用に供すること

(2) 用途制限の継承義務等

買受人が市から買い受けた当該土地の売買、贈与、交換、出資等による所有権移転をするときは、(1)の用途制限に係る義務を書面により継承し、第三者に対して当該義務に違反する使用をさせてはなりません。

また、地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときも、同様とします。

(3) 実地調査等

ア 市は、(1)、(2)に定める用途の制限等について、必要と認めるときは、実地調査を行うことができるものとします。

イ 買受人は、市から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を市に報告しなければなりません。

ウ 買受人は、正当な理由なくア、イによる実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(4) 違約金の徴収

(1)から(3)までに定める義務に違反した場合は、次のとおり違約金を市に支払わなければなりません。

ア (1)及び(2)に定める義務に違反した場合 売買代金の3割

イ (3)に定める義務に違反した場合 売買代金の1割

(5) その他の条項

その他詳細な契約条項については、添付ファイルの「契約書」を参照ください。

11 全体の留意事項

下記の事項を十分に留意してください。

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行います。市有地売却説明書は、物件の概略を把握するための参考資料となりますので、各自で現地の状況を確認の上、この市有地売却説明書に記載されている事項及び記載されていない事項についても各自で調査を行ってください。現地の状況および利用制限等を十分ご理解の上お申し込みください。現地確認をする際は、周囲の迷惑にならないよう留意願います。
- (2) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙しているものであり、現時点で変更されている場合があります。申込みをされる方は、必ず各自で現地確認や諸規制の確認を行ってください。物件調書の記載事項と現状に差異が生じた場合には現状が優先されます。

- (3) 市有地売却説明書の内容や担当課の説明等と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先します。
- (4) 物件の地盤調査又は土壤調査等は実施しておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (5) (4)の調査の結果、地盤沈下、土壤汚染、地下埋設物等が認められた場合は、必要に応じて所有権移転登記後に買受人が処理をしてください。
- (6) 現地の工作物(敷地内外のブロック塀、土間コンクリート、アスファルト舗装、ポール、フェンス、擁壁、木杭、基礎杭、木柵、トラロープ、電柱、電線、ケーブル、物置等)や樹木等は、現状有姿のまま引渡しますので、必要に応じて所有権移転登記後に工作物や樹木等の所有者に確認の上、買受人が処理してください。市で移設・工事等に係る手続き及び費用負担は一切行いません。
- (7) 越境物の調整は行いません。隣接土地所有者との調整は買受人の責任において処理してください。(契約締結後に判明した場合も同様です。)
- (8) 各種供給処理施設（電気・ガス・上水道・下水道）の利用にあたっては、各供給機関と十分協議し、工事等が必要な場合には、買受人の負担において行ってください。
- (9) 売却物件の土地利用にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令等を遵守し、違法建築物を建築しないよう、関係機関に確認してください。
- (10) 売買物件内に建築物を建築する際に、地盤改良工事が必要となった場合は買受人が処理してください。
- (11) 接面道路上の縁石及び街路樹等の移設および撤去については、関係機関と十分協議し、工事等が必要な場合には、買受人の負担において行ってください。
また、売却物件に接する歩道や道路構造物等の改良工事についても同様とします。
- (12) 市有地売却説明書に記載されている規制等の詳細については、直接関係機関にお問い合わせください。
- (13) 買受人は、金融機関等からの借入金担保のために抵当権の設定が必要な場合は、所有権移転登記と司法書士等が行う抵当権設定登記を同時に手続する必要がありますので、お申し出ください。
- (14) 所有権移転後の土地の管理は、買受人の責任において草刈り等の適切な管理を行ってください。
- (15) 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担になります。
- (16) 買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）に規定する消費

者の場合は、引渡しの日から2年間はこの限りではありません。

- (17) 買受人が売買契約に定める義務を履行しないために、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (18) 申込み後、申請者の連絡先、住所変更等が生じた場合は、速やかに連絡願います。
- (19) 申込みの公正性を確保するため、申込み状況等の問い合わせについては一切お答えできません。
- (20) 市等が公用又は公共用などに供するため必要となった場合は、申込み受付期間内であっても、先着順による売払い対象物件から除外します。